



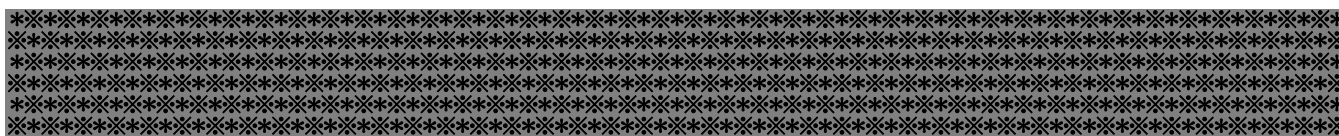
2 郵送で提出する場合のみ、確認書類の写しを貼付してください。

番号確認書類 貼付欄

- ・「個人番号カード」(個人番号表示面)
- ・または、「通知カード」\*氏名、住所等に変更がないものに限る。
- ・または、「住民票」の写し又は「住民票記載事項証明書」  
(個人番号が記載されているものに限る。)

身元確認書類 貼付欄

- ・「個人番号カード」(本人写真表示面)
- ・または、下記②身元確認書類のうちから、いずれか1つ
- ・または、下記③身元確認書類のうちから、2つ以上



番号及び本人確認書類

①番号確認書類 (次に掲げるいずれか1つ)

個人番号カード(個人番号表示面)、通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(ただし、個人番号が記載されたものに限る。)

②身元確認書類 (次に掲げるいずれか1つ)

個人番号カード(本人写真表示面)

運転免許証、運転経歴証明書(ただし、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

本人の写真の表示があり、個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日をいう。以下同じ。)の記載のあるもので、提示時において有効なものに限る。

写真付き学生証、写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等)

税理士証票(提示時において有効なものに限る。)

戦傷病者手帳(提示時において有効なものに限る。)

③身元確認書類 (次に掲げるいずれか2つ以上)

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書  
本人の写真の表示がなく、個人識別事項の記載があるもので、提示時において有効なものに限る。

学生証(写真なし)、身分証明書(写真なし)、社員証(写真なし)、資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)

領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。

国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書

個人識別事項の記載があるもので提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。

印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳

個人識別事項が記載されている提示時において有効なものに限る。

源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)、支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書)、特定口座年間取引報告書